

# 常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費に関する内部監査内規

(令和4年1月17日制定)

(目的)

第1条 この内規は、常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等に関する取扱規程第15条第2項に基づき、常葉大学及び常葉大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動及び研究費等の適正な管理・運営を図るため、本学における公的研究費に関する内部監査の実施について定める。

(内部監査部門)

第2条 本学における公的研究費に関する内部監査は、法人本部監査部が実施する。

(内部監査部門の責務)

第3条 内部監査部門は、公的研究費の運営・管理に関し、本学全体の視点から監査体制を整備して実施すると共に、本学の実態に即した不正発生要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施するよう努めなければならない。

2 内部監査部門は、防止計画推進部署との連携を強化して、前項の規定により不正発生要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対する重点的かつ機動的な監査を実施する。

(内部監査対象研究及びの内部監査実施時期)

第4条 内部監査の対象は、内部監査実施当年度及び前年度における本学の公的研究費に係る業務活動全体とする。

2 内部監査は、前年度の業務活動に関して原則として5月から12月までの間に実施し、当年度の業務活動に関して1月から3月までの間に実施する。

(内部監査結果の報告)

第6条 内部監査部門の長は、内部監査の終了後、実施した内部監査の内容、結果その他必要な事項を記録した内部監査報告書を作成し、理事長及び最高管理責任者に速やかに報告する。

(監事等との連携)

第7条 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多面的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、定期的に意見交換を行う。

(コンプライアンス教育、啓発活動等への還元)

第8条 防止計画推進部署は、第8条による報告結果をコンプライアンス教育、啓発活動及び事務処理ルールの改善に活用するよう努める。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、本学における公的研究費に関する内部監査の実施については、学校法人常葉大学内部監査規程の例による。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃については、常葉大学部長会及び常葉大学短期大学部科長会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和4年1月17日から施行する。

(関連規程の廃止)

2 次に掲げる要領は、令和4年1月17日をもって廃止する。

(1) 常葉大学研究活動及び研究費等に係る内部監査実施要領（平成27年10月12日施行）